



海難残骸物の除去に関する条約の発効

要旨

「2007年海難残骸物の除去に関するナイロビ国際条約」(The Nairobi International Convention on the Removal of Wrecks, 2007)は、2007年5月8日にナイロビ(ケニア)において開催された、IMO(国際海事機関、本部ロンドン)主催の国際会議にて採択されていましたが、2014年4月14日に10ヶ国目の批准国としてデンマークが批准手続きを完了させたため、2015年4月14日に発効することが決定しました。

7月末時点での批准国は、ブルガリア、コンゴ、デンマーク、ドイツ、インド、イラン、マレーシア、モロッコ、ナイジェリア、パラオ、イギリスの11ヶ国です。

本条約の概要およびその成立の経緯については、既にマリンニュース No.178(2007年7月1日付)にてご紹介済みですが、本稿にてあらためて条約の骨子をご紹介します。

1. 本条約の目的

海難残骸物が船舶航行の危険または海洋環境への危険を生じさせる場合、これを迅速かつ効果的に除去すること及びその費用の補償が確実に行われるようにすること。

2. 登録船主の責任・締約国の権限

(1) 登録船主の責任

登録船主は、締約国が、「条約の適用水域」にある「海難残骸物(wreck)」について、これが船舶航行上の危険(hazard)または海洋環境への危険(hazard)を生じさせると決定した¹ときは、当該海難残骸物の位置決定、表示、除去を行う義務を負います。また、締約国が上記措置の代執行を実施した場合には、それに要した費用を負担する義務を負います。²

登録船主の上記責任は厳格責任であり、以下の場合にのみ免責されます。³

(a)戦争、敵対行為、内乱、暴動又は例外的、不可避的且つ不可抗力的な自然現象によって生じた損害

(b)専ら、損害をもたらすことを意図した第三者の作為又は不作為によって生じた損害

(c)灯台等航行援助施設の維持について責任を有する政府その他の当局の過失その他の不法行為によって生じた損害

(2) 締約国の権限

①締約国は、海難残骸物の危険の性質を考慮した上で、除去を行わなければならない合理的な期限を設定して、登録船主に除去を命じることができます。

②登録船主が上記期限までに海難残骸物を除去しない場合あるいは登録船主と連絡が取れない場合には、締約国は、除去(代執行)を行うことができます。

③②に関らず、直ちに行動をする必要がある場合には、締約国が海難残骸物の除去(代執行)を行うことができます。

3. 地理的適用範囲

上記 2.に記載した登録船主の責任および締約国の権限が生じる「条約の適用水域」とは、締約国の排他的経済水域を指します。

ただし、締約国は任意で、条約の地理的適用範囲を自国の領海を含む領域に拡大することができます。締約国の選択で条約の地理的適用範囲を拡大することは、一般に"Opt-in"と呼ばれており、現在の批准国 11ヶ国のうち、ブルガリ

¹ 本条約では、海難残骸物が除去などの措置を要する危険(hazard)に該当するか否かの決定に際して考慮すべき 15 の基準が規定されています。(第6条)。

² 本条約は、用船者、船舶管理会社など登録船主以外の当事者に賠償責任を課しておらず、登録船主に責任集中を行っています。

³ 本条約における登録船主の責任の性質、免責事由などは、1992年民事責任条約、HNS条約、バンカー条約と同様のものとなっています。

ア、デンマーク、イギリスのみがこの"Opt-in"を選択しています。

4. 海難残骸物(Wreck)

除去の対象となる海難残骸物(Wreck)とは、沈没あるいは座礁した船舶(あるいはその一部)および船舶から流出した物などを指します。この船舶から流出した物にはコンテナなどを含みますが、貨物油などの液体は含みません。

5. 強制保険と保険者への直接請求

2015年4月14日に本条約が発効しますと、締約国に船籍を有するか締約国の領域内の港に入港もしくはそこから出港する船舶、または、締約国の領海内の沖合の施設に到着もしくはそこから出港する総トン数300トン以上の船舶は、海難残骸物の除去費用を担保する保険(P&I 保険)に加入することを義務付けられ、保険者等が金銭保証者となっている(船主責任制限国際条約の下での限度額を超えない)ことを示す締約国が発行する金銭保証の証明書⁴を船舶上に備え置く必要があります。

海難残骸物の除去費用の請求者は、船舶所有者のみならず、上記の保険者に対して直接、費用の請求をすることが認められることとなります。⁵

以上

⁴ 締約国に登録されている船舶については、上記証明書は船舶の登録国により発行され、締約国に登録されていない船舶については、いずれかの締約国により発行されることとなります。

⁵ ①賠償責任保険の付保(あるいは、賠償金支払に関する保証状手配)の義務付け、②賠償責任保険の付保に関する締約国の証明書、③保険者に対する直接請求訴訟などーの強制保険制度に関する規定は1992年民事責任条約、HNS条約、バンカー条約、アテネ条約2002年議定書と同様のものとなっています。